

「産業医の働き方改革」

福岡産業保健総合支援センター 産業保健相談員（産業医学）
産業医科大学 産業生態科学研究所 副所長・教授 堀江正知

働き方改革関連法が公布された。

時間外・休日労働の上限が罰則付きで規定されたことから、働く人は単位時間の生産性を向上させなければならない。

長時間労働を是正する最大の理由は過労死や過労自殺の防止であることから、産業医の機能が強化される。

具体的には、事業者から産業医に労働時間等の情報が提供されるようになり、産業医が労働者の健康相談に応じる体制が整備され、産業医業務等が作業場に掲示され、産業医の勧告やその解任は衛生委員会に報告され審議されることになる。

この結果、産業医の職務は増えることになる。

ここで、産業医にとっても時間は有限であり、単位時間の生産性を向上させなければならない。

ちなみに、医師の働き方改革は、現在も議論の途上にあり、業務と自己研鑽の判別、宿日直の取扱い、応召義務との競合が課題となっている。

産業医の場合は宿日直がない一方で、交代可能な医師は存在しないことが多い。

産業医が自分自身の働き方改革を推進するには、産業医の判断や行動が必須の職務かどうかを見極めて、産業保健や外部医療機関にタスクシフトを検討し、自ら担当する職務には優先順位をつけるしかない。

さらに、一層効率的に職務が遂行できるようには、働き方改革によって関係が深まった労働時間に関する制度や 36 協定について十分に理解しておくことが望ましいと考える。